

十勝圏複合事務組合運営に関する条例

昭和44年7月14日
条例第1号

改正の沿革 昭和45年条例第4号、昭和45年条例第5号、昭和46年条例第1号、昭和46年条例第2号、昭和46年条例第3号、昭和47年条例第1号、昭和48年条例第2号、昭和49年条例第1号、昭和49年条例第2号、昭和50年条例第1号、昭和50年条例第2号、昭和51年条例第1号、昭和52年条例第1号、昭和52年条例第2号、昭和53年条例第1号、昭和54年条例第1号、昭和56年条例第1号、昭和59年条例第1号、昭和60年条例第1号、昭和61年条例第1号、平成元年条例第3号、平成2年条例第1号、平成3年条例第1号、平成4年条例第1号、平成5年条例第1号、平成6年条例第1号、平成7年条例第2号、平成9年条例第2号、平成10年条例第1号、平成11年条例第2号、平成12年条例第1号、平成13年条例第1号、平成14年条例第1号、平成15年条例第1号、平成15年条例第2号、平成17年条例第1号、平成18年条例第3号、平成19年条例第1号、平成20年条例第1号、平成21年条例第1号、平成28年条例第1号、平成30年条例第8号

(趣旨)

第1条 十勝圏複合事務組合（以下「組合」という。）の組織及び職員に関する事項、その他運営については、別に定めるもののほかこの条例の定めるところによる。

(議会の定例会の回数)

第2条 組合議会定例会は、毎年2回とする。

(公平委員会)

第3条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）の完全な実施を確保し、その目的を達成するため、同法第7条第3項の規定に基づき、十勝圏複合事務組合公平委員会を設置する。

(議員報酬及び報酬の額並びに支給方法)

第4条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条及び第203条の2に定める者の議員報酬及び報酬の額は、別表のとおりとする。

2 前項の議員報酬及び報酬は、次により支給する。ただし、組合長が特に必要と認めたときは、これらの支給の日を変更することができる。

(1) 日額の報酬は、職務従事後に支給する。

(2) 月額報酬は、毎月20日（当該日が民法（明治29年法律第89号）第142条に規定する休日又は土曜日に当たるときは、その前日）に支給する。

(3) 年額の議員報酬及び報酬は、毎年3月に支給する。

(4) 前2号の規定にかかわらず、報酬を受ける者が退職、失職又は死亡したときは、その都度支給する。

3 新たに月額報酬を受けることとなった者にはその日から、新たに年額の議員報酬又は報酬を受けることとなった者にはその日の属する月から議員報酬又は報酬を支給する。

4 月額報酬を受ける者が退職又は失職したときにはその日まで、年額の議員報酬又は報酬を受ける者が退職、失職又は死亡したときにはその日の属する月まで議員報酬又は

報酬を支給する。

- 5 月額の報酬を受ける者が死亡したときは、その当月分の報酬の全額を支給する。
- 6 その職に就いた日が月若しくは年の初日でない場合又はその職を離れた日が月若しくは年の末日でない場合の議員報酬又は報酬は、それぞれ日割計算（その月の現日数を基礎とする。）又はその日の属する月を含め月割計算した額とする。ただし、月の途中で任期満了により退職した者がその翌日から同一の職に再任された場合は、その月又は年の議員報酬又は報酬の額についての日割又は月割計算はしない。
- 7 日額の報酬を受ける者が、同一の日に2以上の職務に従事した場合は、その一方のみを支給する。この場合、報酬額が異なるときは、多い方の額を支給する。
- 8 常勤の特別職の職員及び一般職の職員が、非常勤の特別職の職員を兼ねるときは、その兼ねる非常勤の特別職の職員として受けるべき報酬は、支給しない。

（費用弁償）

第5条 議会議員の費用弁償の支給については、帯広市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和32年帯広市条例第22号）を準用する。この場合において、議会議員が議会の会議若しくは委員会の招集に応じ、又はそれらの会議に出席したときは、費用弁償として帯広市職員等の旅費に関する条例（昭和28年帯広市条例第7号）に規定する鉄道賃又は車賃（4キロメートル以内の場合を除く。）及び宿泊料（宿泊を要した場合に限る。）を支給する。

- 2 前条に定める者（議会議員を除く。）の費用弁償の支給については、帯広市報酬及び費用弁償条例（昭和28年帯広市条例第18号）を準用する。
- 3 費用弁償の等級は、別表のとおりとする。

（職員の定数）

第6条 組合の職員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 組合長の事務部局の職員 26人
- (2) 教育委員会の事務部局の職員
 - ア 教育機関の事務職員 3人
 - イ 教育機関の教育職員 14人
- (3) 監査委員の事務部局の職員 1人

2 次の各号に掲げる職員は、前項各号の定数外とすることができる。

- (1) 休職者
- (2) 兼務者
- (3) 派遣職員
- (4) 育児休業者

3 第1項各号の定数に欠員のない場合において、第8条第1項第11号の規定により準用する帯広市職員の分限及び懲戒に関する条例（昭和26年帯広市条例第34号）第5条第4項の規定により復職を命じられた者、地方公務員法第55条の2第1項ただし書の許可を受けた者及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業をしている者が、それぞれ復職したときは、定員の欠員が生じるまで、これを定数内の職員とみなす。

（組合の組織）

第7条 地方自治法第158条第1項の規定に基づき、組合に事務局を置く。

（準用規定）

第8条 組合の休日、公告式及び財務並びに職員の給与その他の給付、勤務時間、分限懲戒、服務その他必要な事項については、帯広市の次の条例を準用する。この場合において、「市長」とあるのは「組合長」、「副市長」とあるのは「副組合長」、「政策推進部長」及び「総務部長」とあるのは「事務局長」とそれぞれ読み替えるものとする。

- (1) 帯広市の休日を定める条例（平成3年帯広市条例第24号）
 - (2) 帯広市公告式条例（昭和25年帯広市条例第26号）
 - (3) 帯広市職員給与条例（昭和28年帯広市条例第6号）
 - (4) 帯広市単純な労務に従事する職員の給与の種類及び基準等に関する条例（昭和44年帯広市条例第6号）
 - (5) 帯広市職員等の旅費に関する条例（昭和28年帯広市条例第7号）
 - (6) 帯広市職員退職手当支給条例（昭和60年帯広市条例第1号）
 - (7) 議会等に出頭する者及び公聴会に参加する者の費用弁償条例（昭和31年帯広市条例第23号）
 - (8) 帯広市職員の勤務時間等に関する条例（昭和26年帯広市条例第5号）
 - (9) 帯広市職員サービスの宣誓に関する条例（昭和26年帯広市条例第2号）
 - (10) 職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年帯広市条例第3号）
 - (11) 帯広市職員の分限及び懲戒に関する条例
 - (12) 帯広市職員の定年等に関する条例（昭和59年帯広市条例第37号）
 - (13) 帯広市職員等賞慰金支給条例（昭和50年帯広市条例第1号）
 - (14) 職員団体の登録に関する条例（昭和41年帯広市条例第29号）
 - (15) 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和41年帯広市条例第30号）
 - (16) 財政事情説明書の作成及び公表に関する条例（昭和23年帯広市条例第20号）
 - (17) 帯広市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例（昭和39年帯広市条例第18号）
 - (18) 帯広市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年帯広市条例第17号）
 - (19) 帯広市行政財産使用条例（昭和45年帯広市条例第12号）
 - (20) 帯広市税外公法上の収入条例（昭和45年帯広市条例第11号）
 - (21) 帯広市一般職の任期付職員の採用及び給与の特定に関する条例（平成27年帯広市条例第25号）
- 2 組合職員のうち第6条第1項第2号イに規定する職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件並びに退職手当については、前項の規定にかかわらず帯広市の次の条例を準用する。この場合において、「校長」とあるのは「副学院長」、「教頭」とあるのは「主幹」、「教諭」とあるのは「教員」とそれぞれ読み替えるものとする。
- (1) 帯広市立高等学校教育職員等の給与、勤務時間、その他勤務条件に関する条例（昭和35年帯広市条例第22号）
 - (2) 帯広市立高等学校教育職員等の退職手当に関する条例（昭和38年帯広市条例第25号）
- 3 前項の規定にかかわらず、特殊勤務手当の支給に関する事項については規則で定める。
- 4 前各項に定めるもののほか、必要な事項については帯広市の条例を準用する。
（委任規定）

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和45年5月8日）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（教育職員の昭和46年度における寒冷地手当）

2 昭和46年8月31日から引続き在職する職員で、改正後の条例第7条第2項の適用を受けることとなった教育職員の昭和46年度における寒冷地手当の支給については、なお従前の例による。

（教育職員の昭和46年度における12月に支給する期末手当の在職期間の特例）

3 改正前の条例の適用を受けていた職員で引続き改正後の条例第7条第2項の適用を受けることとなった教育職員の昭和46年12月における期末手当の支給の計算の基礎となる在職期間については、なお従前の例による。

附 則（昭和45年10月7日）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年2月8日）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年8月29日）

この条例は、昭和46年9月1日から施行する。

附 則（昭和46年10月28日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 附則第2項の改正規定により、昭和46年10月に支給することとなる寒冷地手当の支給日については、同項の改正規定にかかわらず組合長が別に定める日とする。

附 則（昭和47年2月17日）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、改正後の条例第5条第2項の規定は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年2月21日）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、改正後の条例第5条及び第7条の規定は昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年2月21日）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、条例第5条の改正規定は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年5月17日）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年2月20日）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、条例第5条第2号の改正規定は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年11月15日）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年2月16日）

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年2月22日）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、条例第5条第2号の改正規定は、昭和52年4月1日より施行する。

附 則（昭和52年4月1日）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年2月24日）

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年6月1日）

この条例の施行期日は、規則で定める。

○帯広市ほか十九町村高等看護学院組合運営に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（昭和54年規則第2号）により、帯広市ほか十九町村高等看護学院組合運営に関する条例の一部を改正する条例（昭和54年条例第2号）は、昭和54年7月3日から施行する。

附 則（昭和56年2月23日）

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年3月6日）

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年3月11日）

この条例は、昭和60年3月31日から施行する。

附 則（昭和61年2月25日）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年11月24日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 帯広市ほか十九町村高等看護学院組合事務分掌条例（昭和45年条例第6号）は、廃止する。

3 帯広市ほか十九町村高等看護学院組合公平委員会設置条例（昭和46年条例第4号）は、廃止する。

附 則（平成2年2月21日）

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成3年2月22日）

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成4年2月21日）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成5年2月22日）

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年2月21日）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年3月1日）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月5日）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月3日）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年 3 月 1 日）

この条例は、平成11年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成12年 3 月 1 日）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年 3 月 1 日）

この条例は、平成13年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成14年 2 月 28 日）

この条例は、平成14年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成15年 3 月 7 日）

この条例は、平成15年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成15年 6 月 4 日）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年12月 1 日）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年 8 月 10 日）

この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成19年11月 22 日）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年11月 28 日）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年 2 月 27 日）

この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 2 月 26 日）

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 2 月 28 日）

（施行期日）

1 この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

（休暇に関する経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前までに、十勝環境複合事務組合運営に関する条例（昭和59年十勝環境複合事務組合条例第1号。以下「環境運営条例」という。）の規定により準用する帯広市職員の勤務時間等に関する条例の規定により承認された休暇の扱いについては、施行日において改正後の十勝圏複合事務組合運営に関する条例（以下「改正後の運営条例」という。）の相当規定により承認されたものとみなし、その期間及び日数は通算する。

（分限及び懲戒に関する経過措置）

3 施行日前までに、休職を命じられた帯広市の職員であった者で施行日に十勝圏複合事務組合に派遣された者（以下「帯広市派遣職員」という。）に対する環境運営条例の規定により準用する帯広市職員の分限及び懲戒に関する条例第 4 条の規定による休職の期間については、改正後の運営条例の相当規定による休職とみなし、その期間は通算する。

4 施行日前までに、環境運営条例の規定により準用する帯広市職員の分限及び懲戒に関する条例の規定により帯広市派遣職員に対してなされた処分、手続その他の行為につい

ては、それぞれ改正後の運営条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(定年に関する経過措置)

- 5 施行日前までに、帯広市派遣職員について、環境運営条例の規定により準用する帯広市職員の定年等に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれ改正後の運営条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(賞慰金、賞じゅつ金又は殉職者特別賞じゅつ金に関する経過措置)

- 6 施行日前までに、帯広市派遣職員について、環境運営条例の規定により準用する帯広市職員等賞慰金支給条例（以下「賞慰金支給条例」という。）の規定により授与することになった賞慰金、賞じゅつ金又は殉職者特別賞じゅつ金で、施行日以後に支給するものについては、改正後の運営条例の規定にかかわらず、賞慰金支給条例の例による。

(財産の交換、譲与、無償貸付等に関する経過措置)

- 7 施行日前までに、環境運営条例の規定により準用する帯広市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の規定により締結された契約で、施行日において組合に引き継いだ契約については、改正後の運営条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(長期継続契約に関する経過措置)

- 8 施行日前までに、環境運営条例の規定により準用する帯広市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年帯広市条例第3号）の規定により締結された契約で、施行日において組合に引き継いだ契約については、改正後の運営条例の相当規定によりなされたものとみなし、その期間は通算する。

(給与に関する経過措置)

- 9 施行日前までに、環境運営条例の規定により準用する帯広市職員給与条例（以下「給与条例」という。）の規定により支給すべき理由を生じた給与については、なお給与条例の例による。

- 10 施行日前までに、給与条例の規定によりなされた給与に係る処分、手続その他の行為は、それぞれ改正後の運営条例の相当規定によりなされたものとみなし、その期間は通算する。

- 11 給与条例の規定に基づいて帯広市派遣職員に支給された給与は、改正後の運営条例の規定による給与の内払とみなす。

- 12 施行日前までに、環境運営条例の規定により準用する帯広市職員等の旅費に関する条例（以下「旅費に関する条例」という。）の規定により出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行については、なお旅費に関する条例の例による。

- 13 附則第2項から第12項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置については、施行日前までの十勝環境複合事務組合の相当する条例の例による。

別表（第4条、第5条関係）

項	区 分	報 酬	費用弁償		
議 員 報 酬	議 会	議 長	年額 27,000円	1 等級	
		副議長	年額 22,000円		
		議 員	年額 18,000円		
報	監査委員	年額 18,000円	その職に応じて組合長が定める等級		
	公平委員会の委員	日額 11,000円			
酬	その他の者	日額 16,000円以下			その職に応じて組合長が定める等級
		月額 330,000円以下			
備 考					
その他の者の報酬額中、職務の態様により「日額」とあるのを「1時間」又は「1回」に読み替えるものとする。					